

<報道発表資料>

令和8年8月25日

電子メールの誤送信について

埼玉県第6回LPガス料金負担軽減補助事業において、業務を受託している株式会社阪急交通社（以下、「受託者」）が、事業者の口座情報が記載された資料を誤って別の事業者に送信する事案が発生しました。

現在のところ、本事案による個人情報の不正使用等の事実は確認されておりません。

1 概要

- ・発生日時 令和8年8月21日（金）午後5時13分
- ・受託者が、計11事業者分の口座情報が記載された資料を、計7者に誤送信した。
（自社を含む複数の事業者の口座情報が記載された資料を誤送信したもの）

2 対応

- ・8月24日（月）9時20分、メールを受信した事業者から受託者にメール連絡があったことで判明した。
- ・受託者を通じて直ちにお詫びと受信したメールの削除を依頼し、了承をいただいた。

3 再発防止策

- ・受託者に対し、メール送信時に複数名による確認を徹底するなどチェック体制を強化するよう指導を行った。